

令和 5 年 12 月 28 日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

一般社団法人 日本小児感染症学会
理事長 森内 浩幸
一般社団法人 日本小児感染症学会
社会保険委員会・委員長 森岡 一朗

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い継続に関する要望書

令和 5 年 3 月 31 日に発出された厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」では、新型コロナウイルスの検査に係る特例として、厚生労働省が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額を算定する患者、特定機能病院において入院中の患者および小児科外来診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣管理料、手術前医学管理料又は在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対し、別途、SARS-CoV-2 核酸検出等（700 点）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（150 点）を算定できる臨時的な措置を講じていただき、臨床現場においては令和 5 年の冬の感染症拡大に対して大変有効に活用させて頂いている状況です。

SARS-CoV-2 核酸検出検査は感度・特異度に優れ、病原ウイルスの同定に非常に有用であり、近年は SARS-CoV-2 だけでなくインフルエンザ A 型、B 型や小児、高齢者において重症化しやすい RS ウイルス、ヒトメタニューモウイルスや百日咳など多項目の病原体を同時に同定できる検査も登場し、新型コロナウイルス感染症との鑑別診断にも役に立つ検査として広く普及しております。

しかしながら上記事務連絡においては診療報酬上の臨時的な取扱いとなっており、今後このような臨床上有用な検査が経済的な理由で受けられない患者が出てくる可能性がございます。

つきましては本取扱いにつきまして次年度以降も継続して頂きますよう日本小児感染症学会として強く要望する次第です。

参考資料

- 1) 厚生労働省保険局医療課事務連絡 令和 5 年 3 月 31 日
<https://www.mhlw.go.jp/content/001083715.pdf>